

西南学院大学インターナショナルハウス寮則

西南学院大学インターナショナルハウス寮生は、寮生活において、以下の事項を守らなければならない。

1. 生活基準について

- (1) 集団生活であることの自覚を常に持ち、他の居住者に配慮して生活すること。
- (2) 国際寮であることの意義及び目的を理解し、積極的に国際交流に取り組むこと。
- (3) 国際寮の円滑な運営のために、国際センター及びRA並びに寮生同士で協力すること。
- (4) 寮生は、国際センター又はRAが主催するミーティング等に参加すること。
- (5) 寮生以外の者を寮内に入れてはならない。ただし、保証人等に限り、午前9時から午後10時まで来訪を許可する。
- (6) 異性フロアー及び異性居室への立ち入りは禁止する。ただし、共用スペースは、その限りでない。
- (7) 自室及び寮の内外の美化及び清掃に努めること。
- (8) 寮内での集会及び掲示は、事前に国際センター所長の許可を得ること。
- (9) 在寮表示名札により、在室又は外出を明らかにすること。
- (10) 所持品の管理及び自室の戸締りについては、各自で責任を持つこと。
- (11) 寮内での飲酒及び喫煙は禁止する。

2. 施設の保全・健康管理について

- (1) 寮生は、国際寮の施設、設備、備品等を大切に使用すること。
- (2) 寮生は、故意又は過失により、施設、設備、備品等を破損させた場合は、その経費を各自で負担すること。
- (3) 寮生は、防火、防災、保健衛生その他の管理上必要な事項を守ること。
- (4) 寮生は、防災訓練等に参加すること。
- (5) 病気又は事故が発生した場合は、直ちに管理人または国際センター事務室に届出て適切な処置を講じること。

3. 火災について

- (1) 寮内の火災予防に努めること。
- (2) 火災発生の場合は、自身に危険が生じない範囲で直ちに初期消火の措置を講じるほか、管理人及び消防署に連絡すること。

4. 外泊について

- (1) 外泊を希望する場合は、原則として外泊を希望する日の1週間前までに所定の外泊願を国際センター事務室に届け出ること。

5. 寮生以外の宿泊について

- (1) 寮生以外の者の宿泊は、原則として認めない。ただし、特別な事情がある場合は、国際センター所長が許可することがある。
- (2) 国際センター所長の許可を得て宿泊する場合、宿泊者は、日割の寮費に加えて、寝具等の必要経費実費を負担すること。

6. 寮費について

- (1) 寮生は、定められた寮費を所定の期日までに本学が指定する方法で、納入すること。
- (2) いったん納入した寮費は、原則として返還しない。ただし、やむを得ない理由により退寮した場合、または国際センター所長が適当と認めた場合は、入寮期間に応じて返還することができる。

7. 退寮について

- (1) 在寮期間中の中途での退寮は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により退寮を希望する場合は、所定の退寮願を国際センター所長に提出し、承認を得ること。
- (2) 寮生が、次のいずれかに該当する場合は、国際センター所長は、退寮を命じることができる。
 - ① 本学学生の身分を失ったとき。
 - ② 寮費の納入を2カ月以上滞納したとき。
 - ③ 学則第67条に規定する懲戒を受けたとき。
 - ④ 国際寮の規則等に違反したとき。
 - ⑤ 寮の秩序および風紀を乱す行為があったとき。
 - ⑥ その他、委員会が退寮措置を適当と認めるとき。

2025年1月
西南学院大学
国際センター事務室